

「トキめく能登の未来」米づくりに取り組んでみませんか

令和8年に能登地域でトキの放鳥が決定したことを受け、「能登の里山里海の活性化」「トキとの共生」「震災復興」を目指し、新たに認証制度を開始します（R 8年以降に生産するお米が対象）



認証マーク 商標出願中

認証制度概要

▶認証基準※ **化学肥料・農薬の削減**
+ **トキの餌場環境整備**

▶対象農業者 個人、法人、任意団体
(JA部会など)

▶認証期間 5年（毎年の実績報告必要）

▶申請期限 米の作付け前まで

▶申請先 最寄りの県農林総合事務所

▶要綱や様式 石川県ブランド戦略課HP（取組説明）

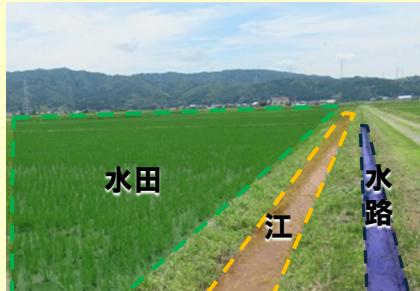
※化学肥料・化学合成農薬の削減等に応じて2区分

区分	化学肥料・農薬3割以上削減	化学肥料・農薬5割以上削減
江の設置	いずれか一つ以上選択	いずれか一つ以上選択
魚道の設置		
水張水田の設置		
冬期湛水		
畦畔除草剤不使用		
生き物調査	—	年1回以上



トキの餌場環境整備

▶江の設置



水稻の中干期間も常に湛水状態となるよう、深みを作る

▶魚道の設置



生き物が行き来できるよう、水田と水路をつなぐ

▶水張水田の設置



年間を通して常時湛水又は湿地の状態となるよう管理するとともに、背の高い植物が茂らないように管理

▶冬期湛水



冬期の餌場となるよう、冬期間に水田に水を張る

▶畦畔除草剤不使用



畦畔除草剤を使用せず、畦畔の雑草を管理

▶生き物調査 (6~8月推奨)



取組ほ場の生き物調査を実施し、トキのエサとなる生き物の生息状況を把握

支援制度、具体的な事例は裏面

認証制度・支援制度に関する問い合わせ先

中能登農林総合事務所 企画調整室 電話 0767-52-2583

奥能登農林総合事務所 企画調整室 電話 0768-26-2320

認証制度：ブランド戦略課 076-225-1614 支援制度：里山振興室 076-225-1673

支援制度（5割以上削減の区分に取り組む場合）

▶支援内容

ハード（必須）江、水田魚道、ビオトープの設置（いずれかを設置）

ソフト①（任意）草刈等省力化対策（省力化草刈機の導入等）

ソフト②（任意）収量低下対策（鶏ふん堆肥散布等）

各1万円/10a

▶面積要件

概ね50a以上の水田の区域

▶取組条件

①化学肥料及び化学合成農薬の使用を5割以上削減

②江、水田魚道、水張水田のいずれかを1つ以上設置

③畦畔除草剤不使用、冬期湛水、生き物調査の実施

④米づくり認証制度の認証（5割以上削減の区分）を受けること

▶事業期間

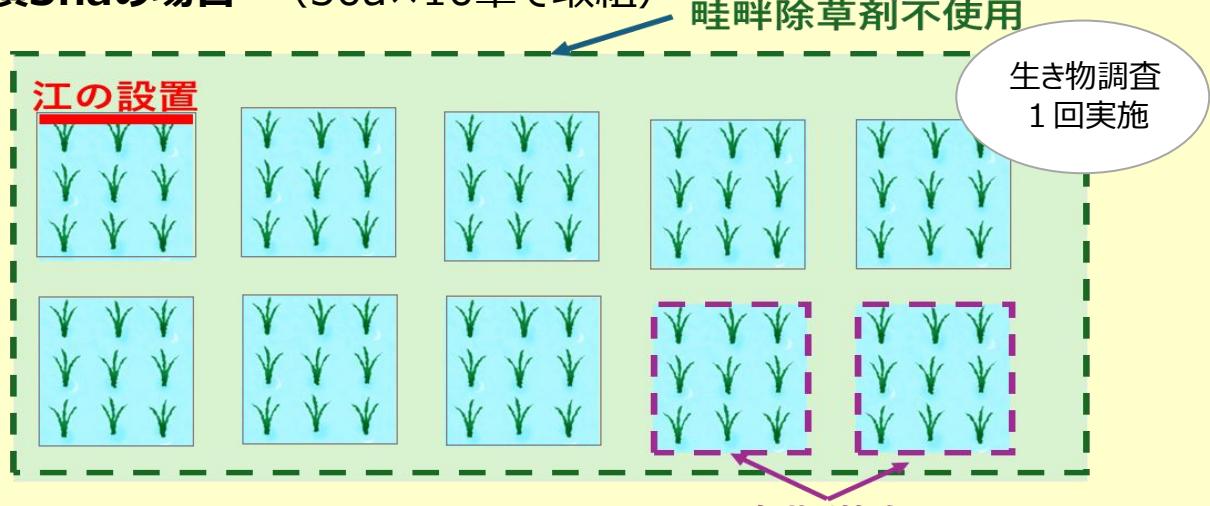
令和7年度～令和8年度



支援制度掲載HP

取組例（5割以上削減の区分に取り組む場合）

▶取組面積3haの場合（30a×10筆で取組）



- ✓ 江の設置（要件10%以上） 3haのうち1筆(30a)=10%
- ✓ 冬期湛水（要件15%以上） 3haのうち2筆(60a)=20%
- ✓ 畦畔除草剤不使用（要件 全面積） 3haの田の畦畔全て実施
- ✓ 生き物調査（要件 1回以上） 1回実施

認証マークの活用（一部申請が必要です）

①商品に貼付して販売（要申請）

精米又は玄米

（玄米が2等以上）

（単一品種で構成のもの）



②商品や米づくりのPRに活用



消費者向けHP▶

皆様のHPにリンクを貼っていた
だくなど、ぜひご活用ください